

社会福祉法人春光学園後援会・入会申込書

私は、社会福祉法人春光学園の会則に賛同し、後援会の入会を申し込みます

申込日 平成 年 月 日

個人会員

口 数	口	金 額	円
ふりがな			
氏 名			
生年月日	大・昭・平 年 月 日 生	性別	男・女
住 所	〒 都道 府県		
電 話		携帯電話	
F A X		その他	

法人会員

口 数	口	金 額	円
ふりがな			
法 人 名			
ふりがな			
代表者氏名			
住 所	〒 都道 府県		
電話番号		携帯電話	
F A X		その他	

注1) 個人情報 は後援会の運営以外に使用いたしません。

注2) 事務局 FAX 番号 046-851-2332

社会福祉法人 春光学園 後援会入会のお願い



”子どもたちの未来に夢を”

後援会は、一人でも多くの子どもたちが夢や希望を持って、
社会に巣立って行けるよう応援していきます。
そのため、会員を募集し、会員の会費(ご寄付)をもって
後援会の運営をしていきます。
後援会の主旨をご理解いただき、ご賛同いただき、
ご入会いただけますようお願いいたします。

社会福祉法人春光学園
理事長 森田 常夫
社会福祉法人春光学園後援会
会 長 丸山 明彦

法人本部 (事務局) 〒238-0026 横須賀市小矢部2-14-1
TEL: 046-851-2362 E-mail: shunkoen@jcom.home.ne.jp
FAX: 046-851-2332 URL: <http://shunko-gakuen.jp/index.html>

☆ 社会福祉法人春光学園の足跡

社会福祉法人春光学園は、先の大戦の敗戦から、僅か3ヶ月後に、三和保育園と児童養護施設春光学園を開設し、三浦半島では最も早く福祉の灯を点灯して今日に至っています。

春光学園は、終戦直後の引き揚げ孤児、戦災孤児の窮状を救済するため開設し、その後、子ども達の福祉を巡る状況は、様々な変遷を辿りましたが、今日では、入園理由の多くが被虐待であり、心に傷を持ち、社会的自立の困難な子ども達の養育に当たっています。

☆ 後援会の設立と趣旨

現行制度の中で、子ども達を養育していくのは当然のことですが、近年被虐待児の入園が多くなったことにより、新たな問題が提起されてきました。

それは、被虐待により、心の傷を抱え、回復に時間を要し、学力不振や情緒不安定から、中学校卒業や高校進学すら困難な子どもが増加していることです。

そこで、現行制度では対応が困難な、小学生の学習塾や家庭教師による、学習支援の強化、中学校や高校卒業後の子ども達に対する「奨学金制度」の充実、就業時の「自立支援」の確立を図るため、平成24年9月に後援会を設立しました。

後援会の主な事業

- 1 個別学習支援
- 2 奨学資金の支給
- 3 就職支度金の支給
- 4 資格取得の支援
- 5 施設備品設備の整備等

☆ 後援会入会の手続き

- 1 別紙入会申込書により、FAX又は電話により、後援会事務局までご連絡下さい。
- 2 事務局は、7日以内に振込用紙を送付させていただきますので、お手元に届いた振込用紙でご入金をお願いいたします。(この振込用紙による場合は、振込手数料は無料となります。)
- 3 なお、かながわ信用金庫又は湘南信用金庫に口座をお持ちの方で、直接振り込みを希望される方は、下記の口座に振り込みをお願いします。
- 4 会費は 個人会員 一口 3,000円(年会費で何口でも結構です。)
法人会費 一口 10,000円(年会費で何口でも結構です。)

◎ かながわ信用金庫 栄町支店 1344755
社会福祉法人 春光学園後援会

会長 丸山明彦

◎ 湘南信用金庫 衣笠支店 0424150
社会福祉法人 春光学園後援会

会長 丸山明彦

※ 直接振り込みを頂いた場合は、「後援会報」などをお届けするために必要となりますので、大変お手数をおかけいたしますが、ご住所、お名前(漢字にて)を、お電話等によりご連絡頂ければ幸いです。

社会福祉法人春光学園後援会規約

(名称)

第1条 本会は、「社会福祉法人春光学園後援会」(以下、「後援会」という。)と称する。

(目的)

第2条 後援会の目的は、社会福祉法人春光学園(以下、「法人」という。)が行う児童養護施設「春光学園」と幼保連携型認定こども園「三和子ども園」が行う事業を後援し、児童福祉の発展に寄与する。

(事業)

第3条 後援会は、次の事業を行う。

- 1 後援会の会員を募り、会費を徴収して、後援するための財源を確保する。
- 2 財源の使途については、法人と協議の上、役員会で決定する。
- 3 後援会の活動と法人が行う事業の概況を周知するため、後援会の会報を年4回発行する。

(会員)

第4条 後援会の会員は、次のとおりとする。

- 1 後援会の目的に賛同する個人会員及び法人会員をもって構成する。
- 2 後援会の目的に賛同し、年会費にかわり法人に対する寄付を行った者については、会員と認める。

(会費)

第5条 会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員の年会費は1口3,000円(何口でも可)とする。
- 2 法人会員の年会費は1口10,000円(何口でも可)とする。

(相談役)

第6条 後援会は、会の円滑な運営に関して助言等を得るため、若干名の相談役をおくことができる。

(役員)

第7条 後援会は、次の役員をおく。なお、役員は役員会で選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1 会長1名、2 副会長2名、3 会計1名、4 幹事若干名、5 会計監査2名

(役員会等)

第8条 役員会は、前条の役員をもって構成し、運営は次による。

- 1 会長は、必要に応じて、会長、副会長及び会計による三役会議を招集して、後援会が行う事業の推進について協議する。
- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集して、後援会が行う事業の推進について協議する。
- 3 会長は、三役会議及び役員会の開催にあたり、必要に応じて理事長等の法人役員の出席を求めることができる。

(会計)

第9条 後援会の会計は、次による。

- 1 後援会の活動に必要な財源は、会費収入によりまかなう。
- 2 後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 3 事業及び会計報告については、会報により行なう。

(事務局)

第10条 後援会の事務局は、児童養護施設春光学園にある法人本部におく。

附則

この規約は、平成24年9月27日から施行する。